

○港湾法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織を使用する港湾管理者を告示する件

(令和六年二月一日)

(国土交通省告示第六十八号)

改正 令和六年国土交通省告示第四四九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第三項の規定に基づき、港湾管理者を次のとおり告示する。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第一号の規定により指定した輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者

函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、網走市、留萌市、稚内市、紋別市、根室市、広尾町、苫小牧港管理組合、石狩湾新港管理組合、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、横須賀市、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、名古屋港管理組合、三重県、四日市港管理組合、京都府、大阪府、大阪府、兵庫県、神

戸市、和歌山県、鳥取県、境港管理組合、島根県、岡山県、広島県、呉市、山口県、下関市、徳島県、香川県、坂出市、新居浜港務局、愛媛県、今治市、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、長崎県、佐世保市、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、石垣市、宮古島市及び那覇港管理組合

二 法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千六百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者

富山県、石川県、静岡県、高知県、福岡県、上天草市及び宮崎県

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(廃止)

第二条 次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 平成十五年国土交通省告示第千五百三十号
- 二 平成十六年国土交通省告示第三百二十四号
- 三 平成十六年国土交通省告示第七百三十三号
- 四 平成十七年国土交通省告示第千三百三十五号
- 五 平成十八年国土交通省告示第五百五十号
- 六 平成十八年国土交通省告示第千八十五号
- 七 平成二十一年国土交通省告示第六百七号
- 八 平成二十六年国土交通省告示第五百二十号
- 九 平成二十六年国土交通省告示第五百七十一号
- 十 平成二十八年国土交通省告示第五号